

随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 令和5年12月分

物品役務等の名称及び数量	契約の締結者の氏名及び造幣局の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は訓令若しくは通達の根拠規定及び理由(企画競争による場合はその旨)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ガス鋳棒加熱炉ビーム等購入及び交換作業(広島支局)一式	独立行政法人造幣局理事 佐藤 雄作 大阪市北区天満1-1-79	令和5年12月6日	株式会社三建アクセス 広島市中区東千田町1-1-72	3240001003941	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	97,240,000円	-	-	-	-	-	
ガス鋳棒加熱炉(装入扉取替)修理(広島支局)一式	独立行政法人造幣局理事 佐藤 雄作 大阪市北区天満1-1-79	令和5年12月8日	株式会社三建アクセス 広島市中区東千田町1-1-72	3240001003941	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	3,740,000円	-	-	-	-	-	

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第4号トに該当するため不開示

熱間圧延機(電気系)点検作業(広島支局)一式	独立行政法人造幣局理事 佐藤 雄作 大阪市北区天満1-1-79	令和5年12月13日	八洲電機株式会社中国支店 広島市中区小町1-25	9010401029819	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	7,260,000円	-	-	-	-	-	
熱間圧延機(油圧ジャッキ交換)作業(広島支局)一式	独立行政法人造幣局理事 佐藤 雄作 大阪市北区天満1-1-79	令和5年12月14日	八洲電機株式会社中国支店 広島市中区小町1-25	9010401029819	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	9,350,000円	-	-	-	-	-	